明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条第一項第一号ロの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（**経済産業・環境**八）　一

○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第二条第四項第一号及び第三号の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（**同**九）　四

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第二十条の二の規定に基づき、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（**同**一〇）　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分、生命保険契約者保護機構平成二十七年度決算関係　一三

地方公共団体
行旅死亡人関係　一四

会社その他

会社決算公告　一六

告示

○経済産業省環境省告示第八号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十二年経済産業省環境省告示第十号（温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年七月十二日

経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

第一号の表を次のように改める。

北海道電力株式会社	0.683
東北電力株式会社	0.571
東京電力株式会社	0.505
中部電力株式会社	0.497
北陸電力株式会社	0.647
関西電力株式会社	0.531
中国電力株式会社	0.706
四国電力株式会社	0.676
九州電力株式会社	0.584
沖縄電力株式会社	0.816
アーバンエナジー株式会社	0.410
愛知電力株式会社	0.512
アストモスエネルギー株式会社	0.452
アンフィニ株式会社	0.296
イーレックス株式会社	0.662
池見石油株式会社	0.683
いこま電力株式会社	0.569
一般財団法人泉佐野電力	0.536
出光グリーンパワー株式会社	0.253
伊藤忠エネクス株式会社	0.568